

## 令和5年度 静岡市地域包括支援センター運営状況報告書

令和5年度の静岡市地域包括支援センター運営体制及び4業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）の実績を報告します。

### 参考 静岡市の人口と高齢化率等

#### 静岡市の人口と高齢化率等

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	696,367	692,374	687,847	680,913	675,610
高齢者人口	210,330	211,284	211,731	210,447	210,272
高齢化率	30.2%	30.5%	30.8%	30.9%	31.1%
認定者数	39,268	40,408	40,448	40,390	41,749
認定者率	18.7%	19.1%	19.1%	19.2%	19.9%
認知症高齢者（※）の割合	65.8%	64.8%	65.2%	65.6%	65.6%

（※）認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上（各年3月31日現在）

### 1 地域包括支援センターの運営について

- （1）30の日常生活圏域のうち井川圏域を除く29圏域で地域包括支援センターを運営  
（城東包括は井川圏域に相談窓口、蒲原由比包括は由比に相談窓口を設置）  
※平成30年度に25圏域から30圏域へ再編・分割

#### （2）運営主体

社会福祉法人 25センター、医療法人社団 1センター、  
一般社団法人 1センター、株式会社 2センター

#### 地域包括支援センター運営主体

委託先	社会福祉法人	医療法人社団	一般社団法人	株式会社	計
葵区	11	1	0	0	12
駿河区	6	0	0	1	7
清水区	8	0	1	1	10
市全域（計）	25	1	1	2	29

#### （3）人員体制

令和5年度において、3圏域の圏域内高齢者人口の増加に伴い、標準配置職員を3人（各センター1人）増員しています。

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
151	153	153	153	156

## 資料 1 (修正版)

全地域包括支援センターにおいて、年間月延で 1863.6 人工が必要になるところ、実際に配置された人工は 1666.6 人工となり、全地域包括支援センターを通して月あたり平均で 17.4 人が不足している状況です。

### 人工数(月延)

令和4年度				令和5年度			
必要人工	配置人工	不足人工		必要人工	配置人工	不足人工	
1827.6 (年間)	1638.6 (年間)	180 (年間)	15 (月あたり)	1863.6 (年間)	1666.6 (年間)	208.4 (年間)	17.4 (月あたり)

(標準配置人員より追加で配置しているセンターもある)

## 2 地域包括支援センター業務実施状況

### (1) 総合相談支援業務

#### ①年次相談件数の推移

「相談延べ件数」は毎年増加していますが、令和 2 年度から令和 4 年度にかけては、約 12,000 件ずつ増加、令和 4 年度から令和 5 年度にかけても、約 4,000 件増加と、相談件数は毎年増加し続けています。

### 相談件数の推移

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延べ件数	70,673	74,464	86,423	98,518	102,680
当事者数(当月実人数)	27,606	26,056	29,476	32,573	34,380

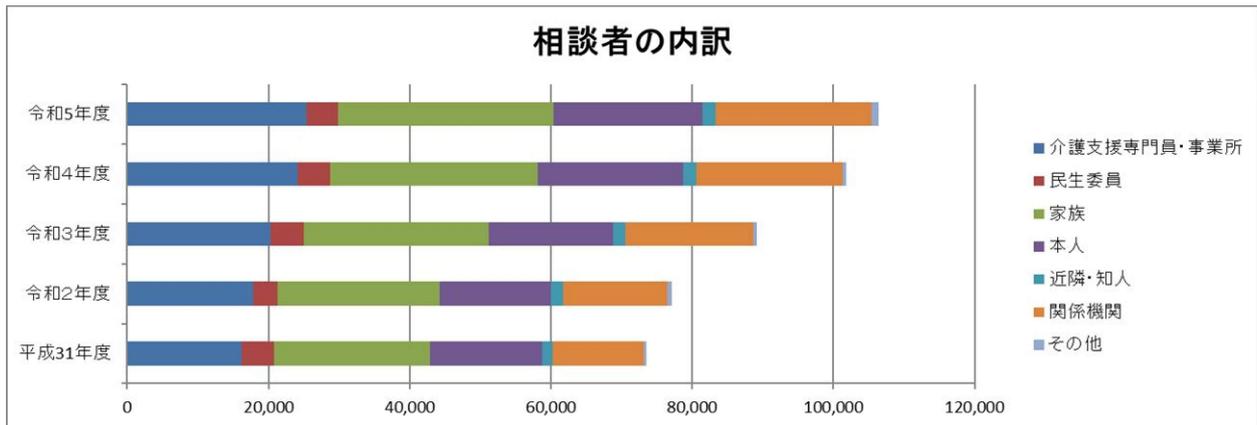


#### ②相談者の内訳(※重複あり)

前年度に比べ、「介護支援専門員・事業所」、「家族」からの相談が、それぞれ約 1,200 件、「関係機関」からの相談が、約 1,300 件増加しています。「介護支援専門員・事業所」、「関係機関」からの相談の増加は、自宅ですっとミーティングや地域ケア個別会議等により連携が取れるようになっていることが要因として考えられます。

## 相談者の内訳

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員・事業所	16,251	17,860	20,335	24,102	25,359
民生委員	4,503	3,401	4,746	4,689	4,487
家族	22,088	23,030	26,096	29,307	30,564
本人	15,977	15,715	17,618	20,685	21,059
近隣・知人	1,397	1,734	1,779	1,806	1,872
関係機関	12,895	14,797	18,116	20,718	22,054
その他	393	552	530	570	1,012

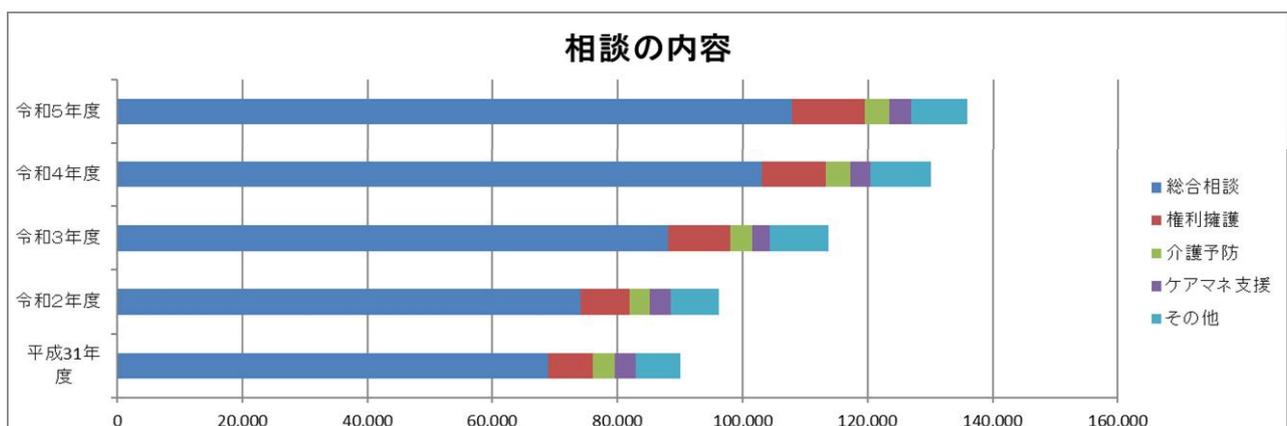


## ③相談種類別件数 (※重複あり)

前年度に比べ、「総合相談」は約 4,700 件の増加、「権利擁護」は、約 1,600 件の増加となっています。

## 相談の内容

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談	68,971	74,079	88,091	103,087	107,784
権利擁護	7,077	7,835	9,959	10,167	11,752
介護予防	3,513	3,221	3,474	3,957	3,887
ケアマネ支援	3,389	3,450	2,867	3,180	3,451
その他	7,129	7,606	9,367	9,738	9,021



## (2) 権利擁護業務

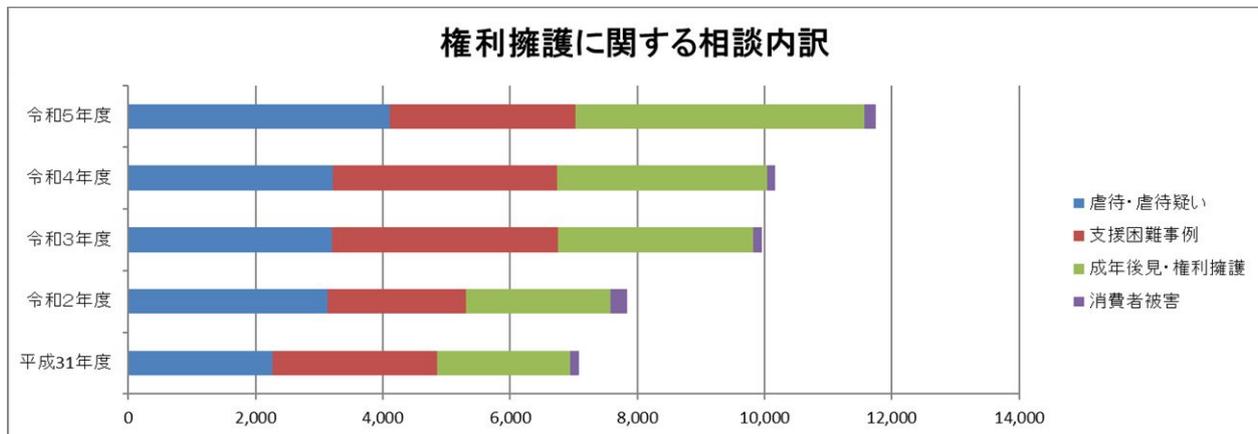
## ①相談種類別件数における権利擁護に関する相談内訳（延件数）

「虐待・虐待疑い」は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、自宅で過ごす機会が増えたことから、顕著に増加したと考えられます。令和5年度においては、前年度と比べて、約900件増加しています。

「成年後見・権利擁護」は、毎年増加していますが、令和5年度は、前年度と比較して約1,200件の大幅な増加となっています。

## 権利擁護に関する相談内訳

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待・虐待疑い	2,264	3,139	3,201	3,219	4,106
支援困難事例	2,592	2,174	3,544	3,521	2,926
成年後見・権利擁護	2,089	2,267	3,081	3,297	4,535
消費者被害	132	255	133	130	185



## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

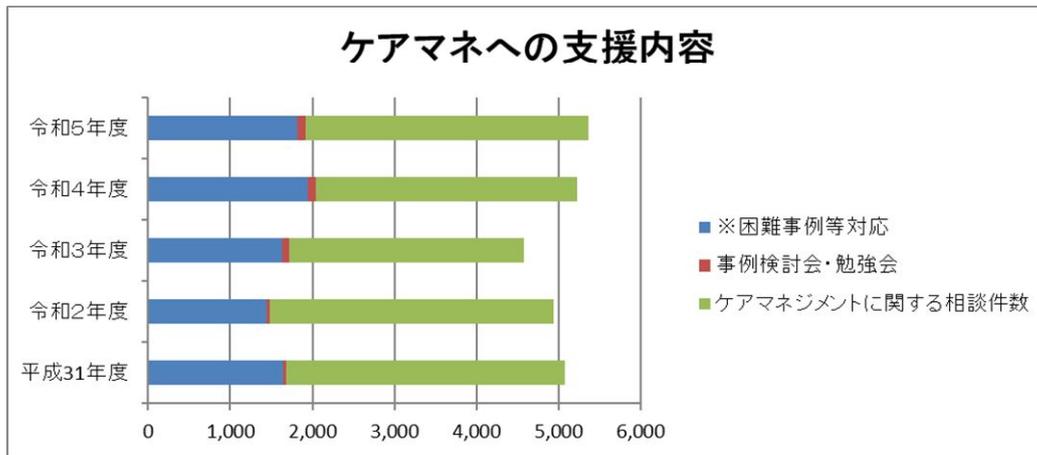
## ①地域で活動する介護支援専門員への支援

「困難事例等対応」について、特に令和4年度は、新型コロナウイルス流行に加え、台風15号の影響を受け、顕著に件数が増加していたと思われます。令和5年度は、新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、令和4年度からは減少したものの、感染症流行前の平成31年度と今年度を比較すると、相談件数は増加傾向にあるといえます。

## ケアマネへの支援内容

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
※困難事例等対応	1,645	1,446	1,637	1,947	1,814
事例検討会・勉強会	38	39	79	95	106
ケアマネジメントに関する相談件数	3,389	3,450	2,867	3,180	3,451

※同行訪問・担当者会議・訪問面接等による個別対応数



#### (4) 介護予防ケアマネジメント事業

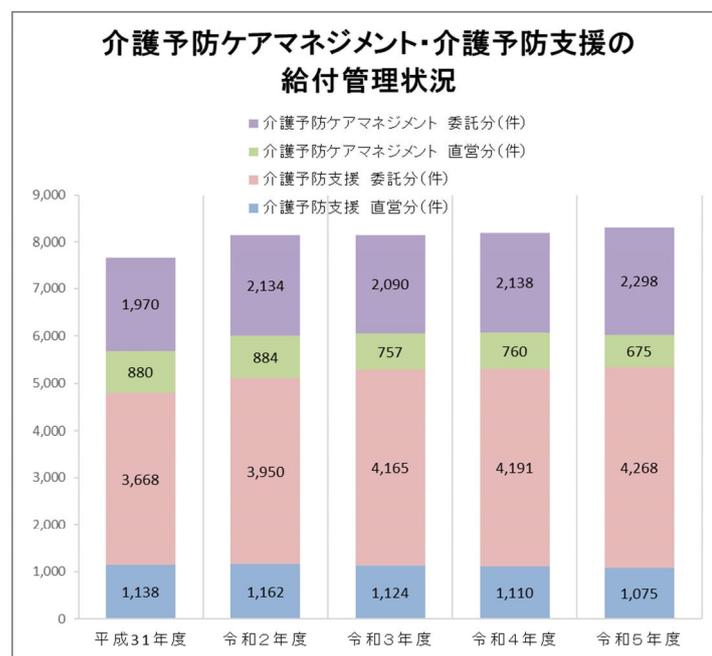
##### ①当該年度 3 月分の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の給付管理状況

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援共に、前年度に比べて居宅介護支援事業所への委託分が増加しています。

#### 3月分給付管理

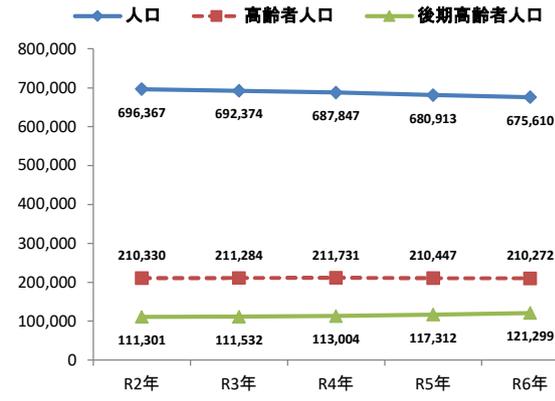
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント 直営分 (件)	880	884	757	760	675
介護予防ケアマネジメント 委託分 (件)	1,970	2,134	2,090	2,138	2,298
介護予防支援 直営分 (件)	1,138	1,162	1,124	1,110	1,075
介護予防支援 委託分 (件)	3,668	3,950	4,165	4,191	4,268
合計	7,656	8,130	8,136	8,199	8,316

(各年 3 月 31 日現在)

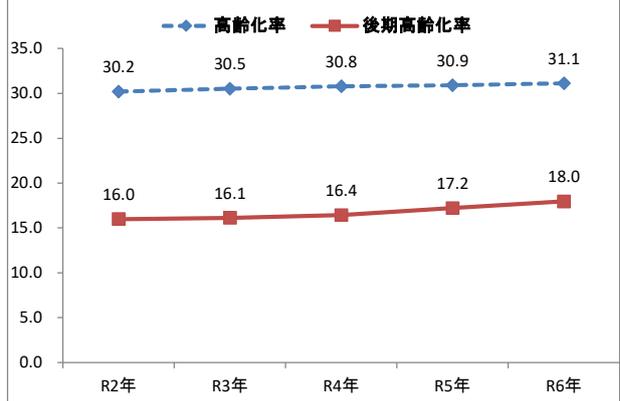


# 1 静岡市の状況

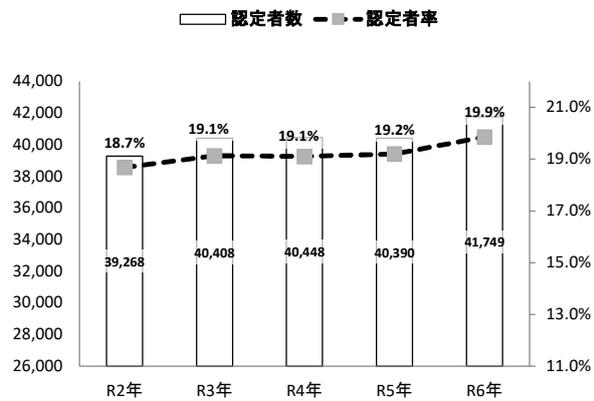
【グラフ①】 人口動態(各年3月末)



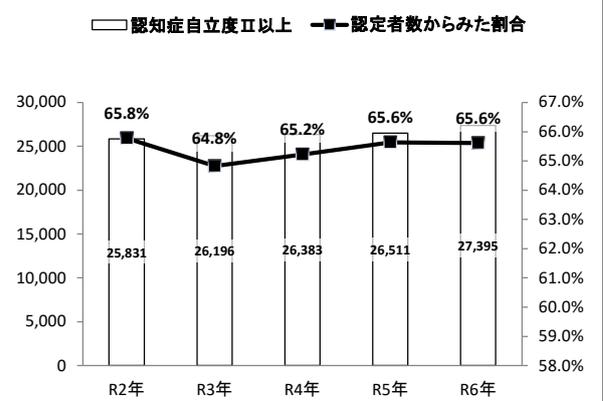
高齢化状況(各年3月末)



【グラフ③】 認定者及び認定率(各年3月末)

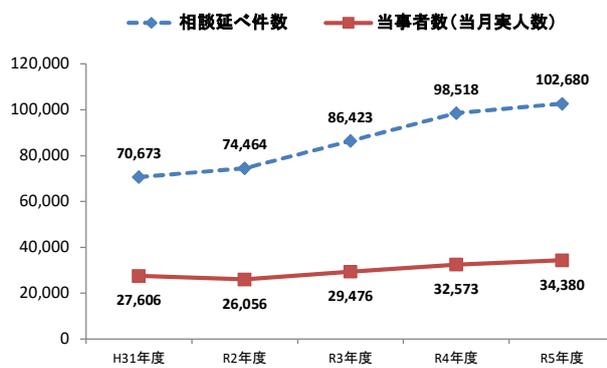


【グラフ④】 認知症高齢者の割合(各年3月末)

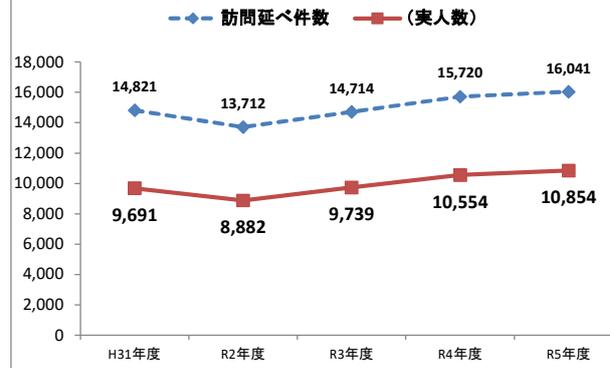


## 2 地域包括支援センター全体の活動実績

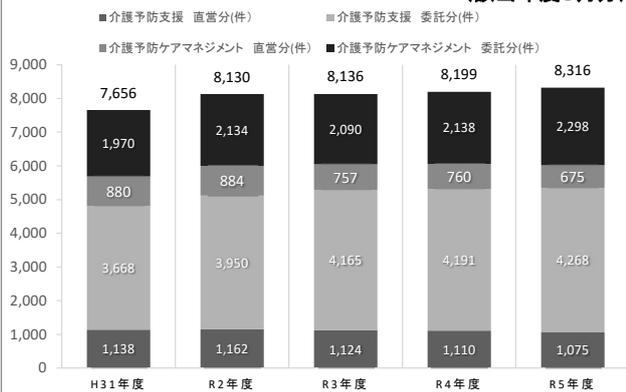
【グラフ①】 相談件数



【グラフ②】 訪問状況



【グラフ③】 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の給付管理状況 (該当年度3月分)



※参考資料1の各圏域の状況に記載のグラフ③のタイトルおよび凡例も左記と同様に読み替えてください

## 令和6年度地域包括支援センター事業計画等に係るヒアリング結果等について

- 1 目的 市内地域包括支援センター(以下「センター」という。)の令和6年度事業計画及び事業実施状況等について本部職員によるヒアリングにより確認するとともに、必要に応じて改善策を検討し、もってセンターの効果的な運営を図る。
- 2 実施方法 センター長及び職員に対し、各センターを訪問しての聞き取り調査 60 分程度
- 3 期間 令和6年4月 22 日から5月 10 日(11 日間)
- 4 ヒアリング結果概要(主なもの抜粋)

### (1)令和6年度地域包括支援センター事業計画について

全てのセンターにおいて、令和5年度に把握した課題を反映させた取組内容となっており、センター職員の協議・検討により優先順位(重点項目)を設定している。

### (2)個人情報の取り扱いについて

個人情報の受け渡し方法(複数回答)

●直接手渡し	29 箇所
●郵送	26 箇所
●FAX	12 箇所
●e-mail	5 箇所
●シズケア*かけはし	14 箇所
●その他	1 箇所 (介護ネットワークサービス「カナミック」)

個人情報の受け渡し方法として、すべてのセンターが直接手渡しにて受け渡しを行っていた。次いで、郵送での受け渡しが多かった。

FAX については、介護保険の主治医意見書の情報開示請求を各区高齢介護課に行う際に利用(市内統一の方法として定められている)、e-mail は各区の高齢介護課と緊急時の対象者の情報のやり取りのために使用(パスワードをかけて送信)していると回答があった。

シズケア\*かけはしは居宅介護支援事業所からの予防プランの受け取り等で使用しているセンターがほとんどであった。

また、すべてのセンターで、個人情報を送付する際には必ずダブルチェックしたり、個人情報受け渡し簿に記載したり等の対策を講じていることが確認できた。

### 《今後の課題》

令和5年度は類似した名称の事業所(例:「〇〇静岡」と「静岡〇〇」)に誤って利用者の書類を渡し

てしまったり、FAX 送付の際、タッチパネルの操作時に誤ってほかの送付先を選択したことに気づかずに送付してしまったりといった事務事業事故・ミスがあったため、原因の分析と今後の予防策について当該センターと協議し、事例をその都度連絡会にて報告し、注意喚起を行った。

今年度も4月の連絡会にて、改めて個人情報保護について注意喚起を実施しているが、今後も、事務事業事故防止のため、月1回開催している連絡会やメール等を活用し、随時注意喚起を行っていく。

個人情報のやり取り方法について、直接手渡しでの方法は、情報共有を行うなど顔の見える関係を構築している面もあり、一概に悪いとは言えないが、センターの業務が増大する中、移動時間等センター職員の負担になっているため、e-mail 等の ICTを活用した情報のやり取りを推奨していきたい。

### (3)地域包括支援センター周知方法について

#### センター周知方法(複数回答)

●センター案内チラシ	27 か所
●ポスターの掲示	5か所
●広報誌発行	14 か所
●ホームページ	28 か所
●SNS	4か所
(SNSの種類)	インスタグラム、LINE、 Facebook
●その他	10 か所

#### <その他の内訳>

- ・自治会の広報紙に掲載
- ・地区が発行しているカレンダーに掲載
- ・民児協、S型デイサービスや、地域の集まり等に参加し、直接 PR
- ・地域の広報誌に紹介記事を載せてもらっている
- ・センターの電話番号が載ったシールを配布

地域包括支援センターの周知方法として、ホームページでの周知や、チラシの配布が多かった。また、チラシの代わりとして、定期的に広報誌を発行していると回答したセンターもあった。

ホームページについては、法人のホームページに情報が掲載されているほか、センター独自のホームページを開設しているセンターもあった。

SNS の利用は 4 か所と、利用しているセンターは少なかった。

その他、地域が発行する広報誌やカレンダーへの掲載、地域の集まりへの参加等、地域の実情に合わせてセンターの PR を行っていた。

#### ≪その他≫

令和5年度に働く高齢者向けの地域包括支援センターのチラシを作製したほか、静岡大学グローバル共創科学部との共同で、一般市民向けのチラシを作製、生涯学習センターやハローワーク等へ配布した。

(4) その他:地域包括支援センターの運営について

令和6年4月より、社会福祉法第 106 条の4から11に規定される重層的支援体制整備事業が開始され、地域包括支援センターの運営もこの重層的支援体制整備事業に位置づけられている。

・ 地域包括支援センターの運営  
： 介護保険法（地域支援事業）

- ・ 相談支援事業：障害者総合支援法
- ・ 利用者支援事業：子ども・子育て支援法利用者支援事業
- ・ 自立相談支援事業：生活困窮者自立支援法



令和6年度～

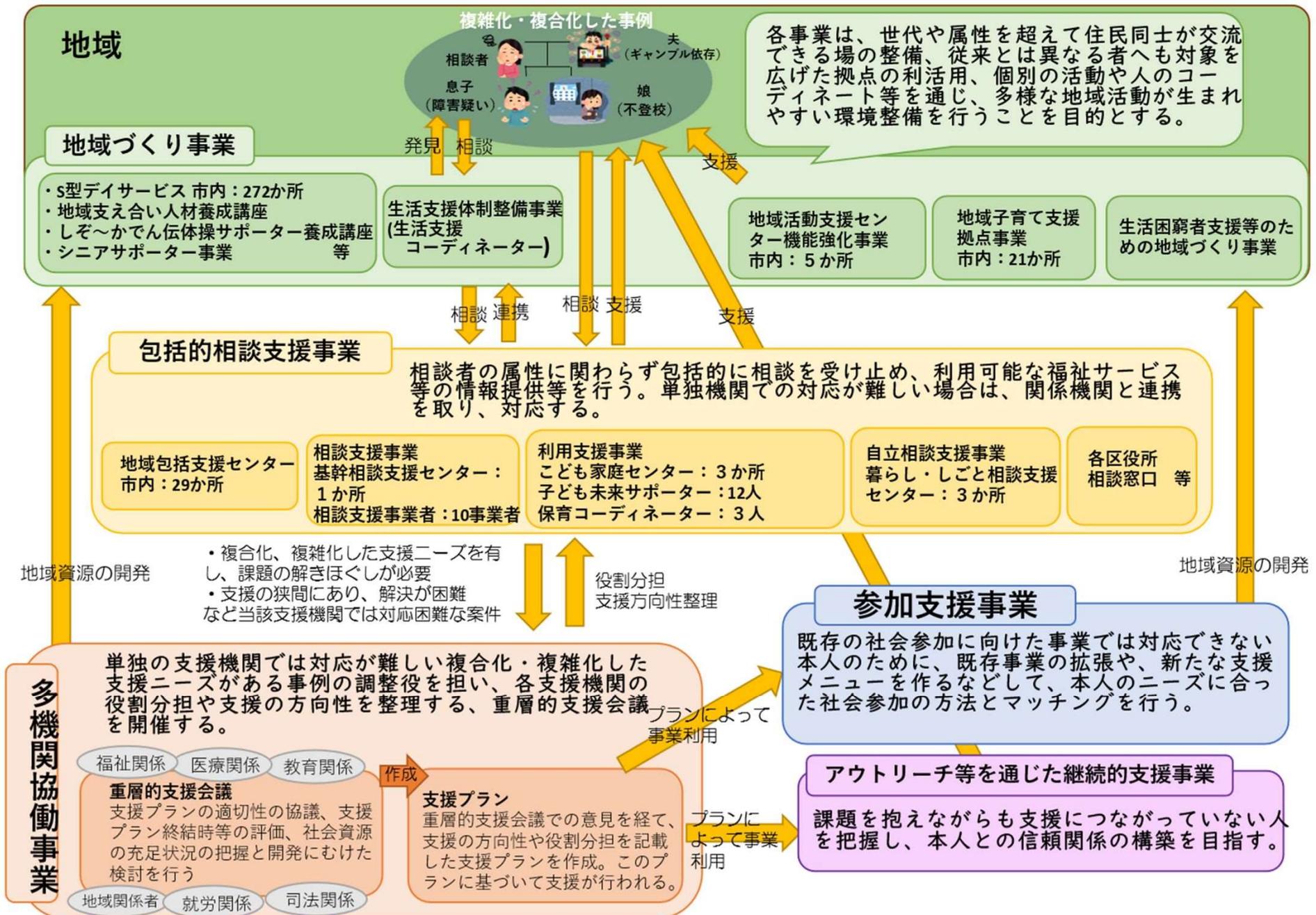
重層的支援体制整備事業（社会福祉法）

包括的相談支援事業

法律ごとの相談支援事業者であっても、包括的に相談を受け止める。

ワンストップ型相談窓口を設定するのではなく、各関係機関の連携を強化することで「断らない」相談支援の実施を進める。

# 重層的支援体制整備事業全体のイメージ図



## 介護保険法・介護保険法施行規則の一部改正について

## 1 介護予防支援に関する事項

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされた。

- ⇒ 地域包括支援センターによる直営のプラン作成  
 介護予防支援事業者への一部委託によるプラン作成 } 従来どおり  
 指定を受けた居宅介護支援事業者による直営のプラン作成 →改正後追加

## 2 地域包括支援センターの総合相談支援事業に関する事項

地域包括支援センターの設置者は、総合相談支援事業の一部を委託することができることとされた。

⇒地域包括支援センターからは、相談のつなぎについての課題があげられ、総合相談業務より介護予防支援を引き受けてほしいとの意見が多かった。

R 7年度までは現委託契約の内容で事業実施のため、静岡市は一部委託の方針としない。

## 3 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- ① センターにおける配置人員等の基準において、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、配置人員数を常勤換算方法によることを可能とする。
- ② 地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域の第1号被保険者の数を合算し、当該区域を一の区域として、職員員数を複数のセンターに配置することを可能とする。

⇒センターにおける配置人員等の基準は、施行規則に従わなくてはならないため、施行規則の改正に伴い、「静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」の改正に向けて手続き中。

## ①について

介護保険法施行規則改正前から、厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」にて、常勤換算方法によるセンター職員の確保が示されていた。そのため、常勤職員を配置することが著しく困難な場合に、市と受託法人が協議し、常勤職員の配置ができるまで一時的に、センター職員の一部を常勤換算方法により配置することもあった。

⇒条例改正後についても、常勤職員を配置することが著しく困難な場合には、業務に支障が出ないよう、市と受託法人が協議し、常勤職員の配置ができるまで一時的に、センター職員の一部を常勤換算方法により配置できるようにしていきたい。

## ②について

⇒隣接する圏域の受託法人が異なるため、当該圏域を一の区域として考えることは、業務遂行上考えにくく、現契約で該当することは難しいと考えられる。

老発0125第1号  
令和6年1月25日

各 都道府県知事 殿  
市町村長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 第1 改正省令の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等に伴い、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の開始に向けて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）について、所要の改正を行うもの。

### 第2 改正省令の内容

#### (1) 介護予防支援に関する事項

○ 改正法による改正後の介護保険法第115条の22第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされたことに伴い、以下の改正を行う。

ア 指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者として介護予防支援を行う者は、介護支援専門員とすること。

イ 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする際に、既に当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合は、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができることとすること。

ウ 市町村長が介護予防サービス計画の検証の実施に当たって指定介護予防支援事業者に対して情報の提供を求めることができる事項は、介護予防サービス計画の実施状況、直近の第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者の状況、介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報、介護予防支援の経過の記録、サービス担当者会議の開催等の状況、介護予防支援に係る評価その他市町村長が必要と認める事項とすること。

エ 地域包括支援センターの設置者がその職員に対して、介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とし

て受けさせる研修について、当該介護支援サービスの定義に「介護予防支援」を加えること。

(2) 地域包括支援センターの総合相談支援事業に関する事項

- 改正法による改正後の介護保険法 115 条の 47 第 4 項の規定により、地域包括支援センターの設置者は、総合相談支援事業の一部を委託することができることとされたことに伴い、以下の改正を行う。
  - ア 総合相談支援事業の一部を委託することができる者は、指定居宅介護支援事業者のほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く。）とすること。
  - イ 地域包括支援センターの設置者が総合相談支援事業の一部を委託しようとするときは、あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、①委託しようとする事業所の名称及び所在地、②委託しようとする事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間、③委託しようとする事業を担当する職員の職種及び員数を市町村長に届け出なければならないこと等とすること。
  - ウ 地域包括支援センターの設置者が市町村である場合に、総合相談支援事業の委託を受けた者が従うべき当該市町村が示す方針は、①当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、②当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針、③介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針、④当該市町村との連携方針、⑤当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針、⑥その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針とすること。

(3) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項

- ア 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等の対象外とされる介護サービス事業者は、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当するものとする。
  - (ア) 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下である者
  - (イ) 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者
- イ 都道府県知事が調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとされており、また介護サービス事業者から都道府県知事に対して報告が義務づけられている介護サービス事業者経営情報を以下の事項とする。ただし、介護サービス事業者の有する事業所又は施設の一部がアの（ア）・（イ）の基準に該当する場合には、当該事業所又は施設に係る事項は含まないものとする。
  - (ア) 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
  - (イ) 事業所又は施設の収益及び費用の内容
  - (ウ) 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
  - (エ) その他必要な事項
- ウ 介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により、毎会計年度終了後 3 月以内に行わなければならないもの等とすること。
- エ 厚生労働大臣が都道府県知事に対して情報の提供を求めることができる事項は、介護サービス事業者から都道府県知事に対して報告した介護サービス事業者経営情報その他必要な事項とすること。

オ 都道府県知事が厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する際は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とすること。

(4) 介護サービス情報公表制度に関する事項

○ 介護サービス事業者に対して都道府県知事への報告を求める事項について、以下の改正を行う。

ア 指定介護予防支援事業者としての指定を受けた指定居宅介護支援事業者に関する介護サービスの内容に関する事項について、市町村長による介護予防支援の指定の状況を追加すること。

イ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項について、事業所又は施設の財務状況を追加すること。

(5) その他

ア 介護サービス事業者経営情報の報告について、改正法施行後の初年度（令和6年度）に限り、報告期限を令和6年度末までとすること。

イ 都道府県知事が介護サービス事業者に関して公表を行うよう配慮する情報として、労働時間及び賃金が含まれていることを明確化すること。

ウ その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

令和6年4月1日

老発0329第5号  
令和6年3月29日

各 都道府県知事 殿  
市町村長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 第1 改正省令の趣旨

#### (1) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

○ 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

#### (2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

○ 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

#### (3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

○ 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の改正を行う。

## 第2 改正省令の内容

### (1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
  - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
  - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
  - ・ その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
  - ・ その他所要の改正を行う。

### (2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第140条の62の4第3号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。
 

※ 平成26年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第140条の62の3第2項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

### (3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

### (3) その他

- その他所要の改正を行う。

## 第3 施行期日

令和6年4月1日

## 令和6年度 地域包括支援センター運営協議会等の予定

### 【 運営協議会 】 年 3 回開催

① 第 1 回

日 程:5 月 29 日

協議内容: 報告(令和5年度地域包括支援センター運営状況、令和6年度事業計画等)

② 第 2 回

日 程:10 月頃

協議内容:令和5年度ケアプラン委託・紹介率報告  
地域ケア会議について  
令和5年度収支報告等

③ 第 3 回

日 程:3月頃

協議内容:令和6年度地域包括支援センター運営体制等評価  
各区部会報告等

### 【 運営協議会部会 】 各区年 3 回開催

① 第 1 回

日 程:6～7月頃

協議内容:令和6年度事業計画について

② 第 2 回

日 程:10 月頃

協議内容:令和6年度事業計画中間報告について

③ 第 3 回

日 程:2 月頃

協議内容:令和6年度事業実績について(運営協議会への報告に向けて)

### 【 地域包括支援センターあり方検討会 】 年2回開催予定

①第 1 回

日 程:11～12 月頃

協議内容:令和8年度長期継続契約に向けた、地域包括支援センターのあり方について

②第2回

日 程:未定

協議内容:令和8年度長期継続契約に向けた、地域包括支援センターのあり方について

令和6年度		区地域包括支援センター運営部会							
事業所名	静岡市 区 ( ) 地域包括支援センター	職員	配置人数(定員: 人)(9/1現在) ※定員・・・本来の配置基準で必要とされる人数						
法人名			主任介護 支援専門員	人	社会福祉士	人	保健師 看護師等	人	その他

テーマ: 地域におけるネットワークの活用に関する地域包括支援センターの取り組みとその結果、今後の課題

『住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を実現すること』を目指し、これまで地域包括支援センターが築いてきたネットワークを活用し、「地域ケア会議」等を開催していく。「地域ケア会議」等の開催を通じ、介護支援専門員や地域住民とのネットワークを活かした個別ケース課題の解決を目指すとともに、個別ケース課題の解決を出发点とした地域課題の把握、地域での課題解決、あるいは地域では解決困難な課題等を集約していく。

【地域ケア会議実施状況】

①自立支援プラン型地域ケア個別会議	回	回
②ケース対応型地域ケア個別会議	回 (第2回部会 開催時点)	回 (第3回部会 開催時点)
③地域ネットワーク形成等(①・②以外)にかかる地域ケア会議	回	回

(第2回運営協議会)		(第3回運営協議会)		
令和6年度重点項目	進捗状況・課題(第2回部会時点)	委員意見	事業実績(最終)	良かった点、課題、次年度展望
1				
2				
3				